

米国産ポテトチップ用ばれいしょの輸入解禁について

1. 経緯

- ・ 米国にはジャガイモシストセンチュウが発生していることから、ばれいしょ生塊茎の輸入を禁止していた。
- ・ 米国政府からの要請を受けて、技術的な検討を重ねた結果、我が国へのジャガイモシストセンチュウの侵入するおそれがないように適切な検疫措置を講ずることを前提に条件付きで輸入を解禁（平成18年2月1日）。

2. 検疫措置の概要

- ① ポテトチップ加工用に限定。
- ② ジャガイモシストセンチュウの発生州（ニューヨーク州）以外の州で生産されたものに限定。
- ③ 土壌を除去し輸出検査を行い、封印後密閉コンテナで輸送。
- ④ 指定加工工場でポテトチップに加熱加工処理。
- ⑤ 残渣は焼却又はそれと同等の処理。

（注） 1. 輸入期間は2月1日～6月30日（加工用ジャガイモの国産端境期）に限定。

2. 米国は公的防除により、ジャガイモシストセンチュウをニューヨーク州に封じ込めている。

3. 現時点で指定加工工場として申請が見込まれるのは、（株）カルビー広島西工場のみ。

3. 輸入状況

これまでに431トンを入力（アイダホ州産）。

なお、輸入されたばれいしょからジャガイモシロシストセンチュウを含む病害虫は発見されておらず、指定工場内で全量が加工処理済み。